

平成 18 年度厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)

報告書

主任研究者 村井 美紀

(要保護年長児童の社会的自立に関する研究)

平成 19 (2007) 年 3 月

目 次

I 統括研究報告

要保護年長児童の社会的自立に関する研究 1

村井 美紀

II 分担研究報告

1. 自立援助ホーム利用者の概要と生活問題 2 7

— 追加調査を通してみた利用者の利用形態と機関連携 —

松本伊智朗

2. 自立援助ホーム利用経験者事例検討報告 29

潮谷 恵美

山田 勝美

村井 美紀

I 総括研究報告

要保護年長児童の社会的自立支援に関する研究

主任研究者 村井美紀(東京国際大学)

●研究要旨

本研究は、「自立援助ホーム利用者追加調査研究」と、「自立援助ホーム利用者事例研究」から成っている。「自立援助ホーム利用者追加調査研究」は 2005 年度に行われた「自立援助ホーム利用者調査」の「追加調査」として行われた。調査目的は、第 1 に自立援助ホーム利用者がどのような制度的根拠で入所しているか、第 2 に利用者への援助に関連機関がどのように関わっているかを把握することである。この結果、自立援助ホーム自体の役割を明確化し運営基盤を強化するとともに、社会的養護と自立支援策の全体像を再構築することが望まれることが明らかになった。

「自立援助ホーム利用者事例研究」は、数量的なデータによる「自立援助ホーム利用者調査」に加えて、事例研究により自立援助ホーム行ってきた援助を個別利用者の視点から明らかにし、要保護年長児童への自立支援の現状と課題の析出することを目的としている。あわせて、支援内容、自立過程について自立援助ホームを利用した当事者の体験という視点から検証することの有効性についても検討している。調査方法は、自立援助補ホーム利用（退所）者と自立援助ホーム入所時に関わりをもっていた自立援助ホーム職員それぞれに対する、半構造化面接法によるインタビュー、入（在）所時の関係記録の閲覧によるデータ収集という方法を用いた。事例の分析は、ホーム利用者と「社会資源」との関係に焦点をあて、そこから自立援助ホームの援助の内容と役割を提示した。事例検討の結果から、要保護年長児童の自立の課題と自立援助ホームならびに職員が担っていた役割について以下の知見が得られた。

自立援助ホームは当事者が「自立」に向けたプロセスを安心して過ごせる「場」の提供であるだけでなく、自立を阻害する要因となる課題を改めて明らかにする「場」であり、さらに、個別的な必要に応じて「社会資源と再結合させる場」である。そして、自立援助ホームが利用できる社会資源を数多く持つことが、支援効果を高めるためには必須であることも明らかになった。

以上、二つの調査研究結果から明らかになったことは、以下の諸点である。

- ① 社会的養護を必要とするものたちの中でも、きわめて要保護性の高い年長児童が、自立援助ホーム利用により自立に必要な社会資源へのアクセス権を回復し、自立に向けた取り組みを始めている。
- ② 自立援助ホームは、彼らが自立に向けて取り組むための自己肯定観の向上と人間関係再形成を行う場と機会を保障するとともに⁽¹⁾、個々の利用者の状況に合わせ必要な社会資源を紹介し、本人がアクセスする手助けを行っている。
- ③ 自立援助ホームが効果的な支援を行うためには、利用者が必要とする社会資源を提供できるような環境整備が必要である。
- ④ そのためには、利用者に対して社会的養護における公的責任を明確にし、社会的養護体系の中に他の児童養護系福祉施設と同等に自立援助ホームを位置づけ、必要な支援を行えるような条件整備が必要である。

● 研究分担者

松本伊智朗（札幌学院大学）

山田 勝美（長崎純心大学）

潮谷 恵美（久留米大学）

A 研究目的

「自立援助ホーム利用者追加調査研究」は2005年度に行われた「自立援助ホーム利用者調査」(厚生労働科学研究「要保護年長児童の社会的自立に関する研究」主任研究者村井美紀)の「追加調査」として行われた。調査目的は、第1に自立援助ホーム利用者がどのような制度的根拠で入所しているか、第2に利用者への援助に関連機関がどのように関わっているかを把握することである。調査項目は①ホーム利用の制度的根拠、②他機関との関係、③本来責任を持つべきと思われる機関等、の大きく3点である。

「自立援助ホーム利用者事例研究」は、数量的なデータに加えて自立援助ホーム利用者の事例研究を行うことで、自立援助ホームがどのような援助を行ってきたのかを個別利用者の視点から明らかにし、要保護年長児童への自立支援の現状と課題の析出を行うことを目的としている。あわせて、要保護年長児童の社会的自立支援における支援内容、自立過程について自立援助ホームを利用した当事者の体験という視点から検証することの有用性についても検討することを目的とした。

B 研究方法

「自立援助ホーム利用者追加調査研究」は「利用者調査」において調査票が回収された310名に関して、追加項目を自立援助ホーム職員が記入した。調査票は郵送で発送、回収され、269名分の追加調査票が回収された。調査票は「利用者調査」に回答のあった自立援助ホーム29箇所へ発送され、うち24箇所から返送があった。実施は2006年12月から2007年2月である。

「自立援助ホーム利用者事例研究」は、調査対象を自立援助ホーム利用経験者とし、

調査協力を得られた関東にある2ヶ所の自立援助ホームにて実施した。調査対象は当該ホームにおいて本調査が利用者本人の現在の生活に不利益を及ぼさないこと、調査協力についての本人からの承諾が得られる可能性があること、退所後の状況が把握できていることなどを考慮して退所者を中心に、男女の性別、退所後に就職、就学しホームから離れ自立した生活をしているもの、再入所体験があるもの、退所後アフターケア的な関わりが継続しているもの、結婚したものといった入所から現在に至る経緯の多様性も加味されて選出された。その後、選出された4名に対して調査実施者から研究趣旨とインタビューの内容、結果の活用について説明し、直接本人より了解を得ている。

調査方法は、利用者並びに担当した自立援助ホーム職員に対する半構造化面接法によるインタビューと、入(在)所時の関係記録の閲覧によるデータ収集を行った。インタビュー内容は、利用者から①自立援助ホームに来るまでの生活、②自立援助ホームに入所してから退所までに思ったこと、転機になったこと、③現在の暮らしについて、④今後の生活についての考えをきいた。あわせて入(在)所時に関わりを持っていた自立援助ホーム職員から、①現在の当該利用者の状況について②入所までの経緯と支援課題の設定や支援の内容、展開について、③自立支援のポイントと思われたこと(他の機関との連携、職員間のチームワークなども含めて)、④退所までのいきさつと退所後の支援状況についてきいた。

さらに、入(在)所当時の関係記録より、インタビュー内容の客観的な補足情報を得た。調査実施日はA自立援助ホームでは2007年1月5日、B自立援助ホームには1月7日および8日であった。

C 研究結果

●「自立援助ホーム利用者追加調査研究」で明らかになったのは以下の諸点である。

1 ホーム利用の制度的根拠

最も多いのは児童相談所からの「援助措置（児童福祉法 27 条第 7 項）」であるが、2 割は任意の契約である。補導委託、一時保護もそれぞれ 1 割強になる。「援助措置」を中心とするが、利用の制度的根拠は多岐にわたり、任意の利用もあることがわかる。

入所時の年齢別では任意の契約は 19 歳以上に多いが、18 歳未満でも 1 割は任意の契約による利用である。

支援機関別に見てみると、「養護系」「非行系」のみのものより「養護+非行」系のものが「任意の契約」である比率が高い。これは「援助措置」の比率の違いではなく、一時保護や補導委託の低さを反映している。問題が深刻、複雑であるほど「任意の契約」になりがちな可能性を示唆している。家庭裁判所や児童相談所以外から入所を打診されたものに「任意の契約」が高いが、この両機関から打診を受けたものでも、少数ではあるが「任意の契約」でのホーム利用がある。

2 入所中の他の支援機関

入所中の支援に関して、ホーム以外に役割と責任を持ち、支援を行っている機関についてたずねた。3 割が特にないと回答している。関わった機関で最も多いのは児童相談所である。家庭裁判所と保護観察所は、児童相談所について多い。

支援機関別に見てみると、「養護系」「非行系」のみのものより「養護+非行」系で有書中の支援が「特にない」の比率が高い。問題が深刻、複雑であるほど他の支援機関が得にくいという可能性を示唆している。

入所打診機関別に見ると、入所期間中の支援が「特にない」の比率は「児童相談所

からの打診」が 2 割と最も低い。しかし逆に言えば、児童相談所からの打診であっても、2 割はその支援を受けていないことになる。

3 本来支援すべき機関

入所中の支援に関して、ホーム以外に、本来役割と責任を持つべき公的機関はどこかをたずねた。「特にない」は半数で、半数は本来役割と責任を持つべき他の公的機関があると考えられている。その中で最も多いのは「児童相談所」である。ついで「福祉事務所」で、「自治体」を含めると 4 割弱、「特にない」をのぞくと 7 割強が、自治体に属する機関の役割と責任を求めていることになる。入所型施設等はむしろ少数である。また「特にない」は、男性に比べて女性に低い。女性のほうがより問題が複雑化、深刻化し、現在の自立援助ホームのみでは対応が困難になる事例が多くなることが、示唆される。

●「自立援助ホーム利用者事例研究」で明らかになったのは、以下の諸点である。

1) 事例にみられた自立援助ホーム利用者

(以下「利用者」)は、保護者もしくはそれに代わる親族のもとで私的養護の環境を失うか、あるいはそれが非常に弱く要保護性が高いことが推察される。

2) 利用者は、入所以前に各種の社会資源(教育・保健医療・就労の場)へのアクセスを断ち切られ、または孤立した環境から入所している(「底つき体験」=そこしか行く場所がない)。

3) 自立援助ホームは、彼らの「底つき体験」からの回復を図るために「待ちの時間」を提供している。(「自分の居場所」の提供)

4) 利用者は自立援助ホームの支援で、入所前に断ち切られた各種社会資源へのアク

セスを回復していく（自立援助ホームは各種社会資源と利用者を結びつける役割を果たす）

- 5) 当該自立援助ホームは、社会資源側から「保証人」としての役割を期待されていた。
- 6) 当該自立援助ホームは、利用者の個別のニーズに対応したサービスを提供している。

本調査では2施設、4事例という少数の調査対象となっており、結果の一般化については今後の検討課題が残るところである。しかし、本研究対象に先行研究の蓄積がほとんどないことをふまえ、今回は探索的に情報を得て実態把握に努めるという点では意義深いと考えられる。さらに、自立援助ホーム利用当事者の現在の生活状況が安定しており、調査協力自体が自立援助ホーム職員と対象となる利用（退所）者との関係や現在の生活にネガティブな影響を与えない、福祉を害さないと思われる対象に限ったことも本調査目的に照らし重要な事である。とはいえ、結果的に4事例で調査、分析を行うことについては、本調査対象の特質への留意も必要であることを付言する。

D 考察

調査事例では、自立援助ホームは、自立に関わる社会資源が十分に活用されておらず、孤立した状況にあった要保護年長児童に対して、まずは「安心して寝起きできる居場所」という生活にとって不可欠な「場」を提供していた。また、職員から「自立支援」、すなわちソーシャルサポートネットワークへのアクセスへの支援がなされていた。また、職員との「これまでの経験にない大人との出会い」によって、これまで未獲得であった発達上の課題、生活スキル、社会生活活動に必要な対人スキルをも習得できいく経緯がみられた。さらに、自分の将

来のことや、自分自身で心身の状態に配慮し、ケアすること、他者との関係を持ち他者に対しての配慮やサポート、自らの役割に目を向けるようになった過程は、「利用者のエンパワメントの過程」と考えられた。

ただし、本結果は本調査事例の固有性や調査対象の抽出方法に関わる制約から自立援助ホーム一般についての理論を導き出しているとは言い難い。今後の研究課題として引き続き自立援助ホームの利用者自身からより多く情報を得る作業をすすめることが必要と思われる。今後は特に、自立支援の機能が十分には発揮されなかったと思われる事例を焦点化し検討する必要がある。

一方で、このような支援を行っている自立援助ホームの運営基盤は、補助金の低さを反映して脆弱である。この点はこれまでも指摘されてきた。これに加えて、ケアに対する公的責任のあり方を検討することが、アンケート調査の課題であった。この点は2005年度報告書のまとめで、ケアの公的責任の検討を課題としていることを受けている。この課題を念頭において、本調査の結果を考えてみたい。

第1に、利用者の2割が「任意の契約」であり、利用に当たっての制度的根拠を持たない。利用開始時点で18歳未満のもので、1割が「任意の契約」である。もちろん児童福祉法上の「援助措置」であれば問題がない、ということではない。財政的な運営基盤の脆弱性は基本的な問題として残る。また関係機関との役割分担と連携についても多くの課題があることは、自由記述からも伺える。しかしこれらに加えてこの「2割」は、公的な責任の所在が不明のまま、自立援助ホームの善意に依拠している可能性がある。この放置は容認されるべきだろうか。

第2に、約半数の事例で、ホーム以外に

本来役割と責任を負うべき公的機関があると考えられている。これらの7割は自治体に属する機関である。またこれらには「援助措置」のものも含まれる。「援助措置」で公的責任が果たされているのではなくて、現実のケアと問題の対処の過程における役割と責任が問われているのだと考えられる。

E 結論

本事例検討結果から、利用者にとって「自立援助ホーム」は他に代わりが期待できない、どうしても必要な「生活の場」として認識されていた。そして、個々の利用者が自立に向けたプロセスを支える援助者との関わりを通して、利用者は活用できていなかった、もしくは欠けていた社会資源への関わりを提供されていた。援助者の支援内容は多岐にわたっていたが、援助者の存在、関わりは利用者それぞれにとって自分の自立へ向かう転機に大きな影響を及ぼしていたことが共通に語られていた。

本結果を受けて、ここに示された「自立支援機能を発揮できる自立援助ホーム」の要素を支え、強化できる基盤が自立援助ホームに確保されることが望まれる。自立援助ホームは、その成り立ちから「法と制度の谷間」に落ちた子どもたちを支えてきた。従ってある意味ではこうした「谷間」の問題が浮かび上がってくるのは、自然であるかも知れない。また自立援助ホームの実践者の思いも、この「谷間」をどうにかしたいというところにあるだろう。

しかし一方で、自立援助ホームの先駆的な実践が関心を集め、影響力を持ってきたのは、「谷間」の子どもたちを支えて来たからだけではない。その実践自体が、今日の社会的養護の体系に欠けているものを提起し続けてきたからである。であれば「谷間」をそのままにして自立援助ホームの役割に期待するのではなく、「谷間」を作らないた

めの法制度的な整備が求められる。

最後に、本調査は自立援助ホーム利用経験者、職員の方々の多大なるご協力があったり成り立っている。多くの時間と労力をご提供いただきましたこと深く感謝申し上げます。

引用参考文献

平成5年度厚生省心身障害研究

「REPRODUCTIVE HEALTH に関する研究」堀口班黒島グループ報告資料「思春期における性行動に関する研究」妊娠した場合の医学的社会的支援策：若年出産者が抱える諸問題を解決するために」（1994年2月）
p639-702

財団法人東京女性財団 平成5年度助成事業「非婚出産女性の自立条件に関する研究-社会的援助過程との関連を中心に」（研究代表者 庄司洋子）報告書（1994年）

大嶋恭二編著（1997）児童福祉ニーズの把握・充足の視点-要養護高齢女子児童の自立援助の課題」多賀出版

II 分担研究報告

自立援助ホーム利用者の概要と生活問題 2
—追加調査を通して見た利用者の利用形態と機関連携—

分担研究者 松本伊智朗（札幌学院大学）

研究要旨

本調査は2005年度に行われた「自立援助ホーム利用者調査」の「追加調査」として行われた。調査目的は、第1に自立援助ホーム利用者がどのような制度的根拠で入所しているか、第2に利用者への援助に関連機関がどのように関わっているかを把握することである。

「利用者調査」において調査票が回収された310名に関して、追加項目を自立援助ホーム職員が記入した。調査票は郵送で発送、回収され、269名分が回収された。

利用の制度的根拠については、最も多いのは児童相談所からの「援助措置（児童福祉法27条第7項）」であるが（45.0%）、2割は任意の契約（20.8%）である。補導委託（13.8%）、一時保護（11.9%）もそれぞれ1割強になる。「援助措置」を中心とするが、利用の制度的根拠は多岐にわたり、任意の利用もあることがわかる。また18歳未満でも1割は任意の契約による利用である。また問題が深刻、複雑であるほど「任意の契約」になりがちな可能性が、あわせて示唆された。

入所中の支援に関して、ホーム以外に役割と責任を持ち、支援を行っている機関についてたずねた。30.0%が特にないと回答している。関わった機関で最も多いのは児童相談所の44.2%である。また「本来支援すべき機関」は「特にない」が半数で（50.2%）、半数は本来役割と責任を持つべき他の公的機関があると考えられている。その中で最も多いのは「児童相談所（24.3% 総数に対する比）」である。ついで「福祉事務所（8.4%）」で、「自治体（4.2%）」を含めると37%、「特にない」をのぞくと7割強が、自治体に属する機関の役割と責任を求めていることになる。自立援助ホームの役割を明確化し運営基盤を強化するとともに、社会的養護と自立支援策の全体像を再構築することが望まれる。

研究協力者

中川 郁美 札幌この実会

中村 裕子 北海道大学研究生

A 研究目的

本調査は2005年度に行われた「自立援助ホーム利用者調査」(厚生労働科学研究「要保護年長児童の社会的自立に関する研究」主任研究者村井美紀)の「追加調査」として行われた。調査目的は、第1に自立援助ホーム利用者がどのような制度的根拠で入所しているか、第2に利用者への援助に関連機関がどのように関わっているかを把握することである。調査項目は①ホーム利用の制度的根拠、②他機関との関係、③本来責任を持つべきと思われる機関等、の大きく3点である。利用者の全体像については、前述の本研究2005年度報告書を参照されたい。本稿はその補足である。

B 研究方法

「利用者調査」において調査票が回収された310名に関して、追加項目を自立援助ホーム職員が記入した。調査票は郵送で発送、回収され、269名分の追加調査票が回収された。調査票は「利用者調査」に回答のあった自立援助ホーム29箇所へ発送され、うち24箇所から返送があった。実施は2006年12月から2007年2月である。

C 研究結果

1 ホーム利用の制度的根拠(表1-1~表1-6)

最も多いのは児童相談所からの「援助措置(児童福祉法27条第7項)」であるが(45.0%)、2割は任意の契約(20.8%)である。補導委託(13.8%)、一時保護(11.9%)もそれぞれ1割強になる。「援助措置」を中

心とするが、利用の制度的根拠は多岐にわたり、任意の利用もあることがわかる(表1-1)。

入所時の年齢別では任意の契約は19歳以上に多いが、18歳未満でも1割は任意の契約による利用である(表1-2)。

支援機関別に見てみると、「養護系(15.6%)」「非行系(18.2%)」のみのものより「養護+非行」系(26.0%)のものが「任意の契約」である比率が高い(表1-4)。これは「援助措置」の比率の違いではなく、一時保護や補導委託の低さを反映している。問題が深刻、複雑であるほど「任意の契約」になりがちな可能性を示唆している。

家庭裁判所や児童相談所以外から入所を打診されたものに「任意の契約」が高いが、この両機関から打診を受けたものでも、少数ではあるが「任意の契約」でのホーム利用がある(表1-5)。

2 入所中の他の支援機関(表2-1~表2-6)

入所中の支援に関して、ホーム以外に役割と責任を持ち、支援を行っている機関についてたずねた。30.0%が特にないと回答している。関わった機関で最も多いのは児童相談所の44.2%である。家庭裁判所と保護観察所は合わせると16.5%になり、児童相談所について多い(表2-1)。支援内容の具体例については、末尾に自由回答をあげた。

支援機関別に見てみると、「養護系(26.7%)」「非行系(23.6%)」のみのものより「養護+非行」系(41.1%)が「特にない」の比率が高い(表2-4)。問題が深刻、複雑であるほど他の支援機関が得にくいと

いう可能性を示唆している。

入所打診機関別に見ると、「特にない」の比率は「児童相談所からの打診」が 19.6% で最も低い (表 2-5)。しかし逆に言えば、児童相談所からの打診であっても、2 割はその支援を受けていないことになる。

3 本来支援すべき機関 (表 3-1 ~ 表 3-6)

入所中の支援に関して、ホーム以外に、本来役割と責任を持つべき公的機関はどこかをたずねた。「特にない」は半数で (50.2%)、半数は本来役割と責任を持つべき他の公的機関があると考えられている (表 3-1)。

その中で最も多いのは「児童相談所 (24.3% 総数に対する比)」である。ついで「福祉事務所 (8.4%)」で、「自治体 (4.2%)」を含めると 37%、「特にない」をのぞくと 7 割強が、自治体に属する機関の役割と責任を求めていることになる。入所型施設等はむしろ少数である。また「特にない」は、男性 (62.9%) に比べて女性 (28.1%) に低い (表 3-2)。女性のほうがより問題が複雑化、深刻化し、現在の自立援助ホームのみでは対応が困難になる事例が多くなることが、示唆される。

他の公的機関で本来なされるべきであると考えられる内容を、自由記述欄からいくつかあげる。末尾の自由記述の一覧をあわせて参照されたい。

- ・ 養護施設であろうと、自立支援施設であろうと、自立援助ホームであろうと、又、学校に通っていようと、働きに出ていようと、愛護すべき児童であることには変わりはない。養護

施設における、措置費相当の運営面でのお金はいただきたい。(男・児童相談所)

- ・ 両親からの虐待で家出→措置との連絡であったが、入所してから厚い児童票がとどき、ADHD であることが判る。入所してからは、福祉司は協力的ではなく、ホームでの支援が限界であることを訴えても同じであった。すべてをきちんと報告し、ホームがダメであった時の次の行き場所の確保も必要であると思う。(女・児童相談所)
- ・ もともと児相とつながっていたところが、家裁が関わった経緯から児相とのつながりはきれた形となってしまった。委託後もかかわりをつづけ生活をしていたので、継続してかかわるべき。特に母子関係の調整の面で。又、家裁からのケースだと児相の情報提供 (児童票など) が少なく、施設も問い合わせでも答えてくれなかった。その点において児相が積極的に施設側にもはたらきかけてほしかった。法的な問題。違いによるところの矛盾。(男・児童相談所)
- ・ 児童福祉法第 27 条による措置である以上、継続的なかかわりが必要だと考えます。本児童に関しては、利用決定通知書は届きましたが、本ホームでの具体的な支援方針が含まれておりません。(例: 短、中、長期的な支援方針等) 本来ならば、それらが示された上で、いっしょに生活する我々の意見とも合わせ、より本児にとって必要だと思われる支援策と考えていく必要があると思います。(男・児童相談所)
- ・ 担当の福祉司は本人にとって頼りになる一人であり、あつい信頼をもっていた。彼女がホーム内での暴力にあった時 (被害者) も、すばやく緊急一時を手配し、その日のうちに避難させた。(女・福祉事務所)
- ・ 本人は知的障害を持つ。本来、福祉事務所が

やるべき事を、障害者福祉事業団や心身障害者福祉センターが役割を果たしていた。(引越しや家族との連絡)。福祉事務所では、実際にごく現金のみを扱っている感があり、本人ともホーム入所時に初対面だと言う。本人との関係のうすさにおどろく。ホーム入所してからも、実際うごいてくれるのは、就労支援担当のジョブコーチだけで、本人もジョブコーチを非常に信頼していた。結局は、ホームと共に、生活支援までしていたのはジョブコーチ。(女・福祉事務所)

- ・ 施設を出てホームに来てからよく病気をする子どもでした。国保料はわずかで何とか本人やホームで支払うことができましたが、無職で医療費が払えず、私達が立て替えた分が随分あったと思います。施設を出て、生活が安定する間医療費の補助について考えてゆかねばならないケースでした。(福祉事務所)
- ・ 現場に委ねすぎずに関係者会議等もって、状況の共有をし、方向等を話し合うべきだったのではないかと思う。(保護観察所)
- ・ 本人が幼い頃から「家」として育ったから施設長又は指導員が親代わりとして励ましたり面会に来るべきだが、一度も来なかった。(児童養護施設)
- ・ 一時的な保護を打診したが、拒否された。ホームに入居後も、一時的な(相互の)宿泊などを出身児童施設との間でできればと考えている。(男・児童養護施設)
- ・ 「特にない」では困るのだが、現状思いあたらない。入所期間中、彼女が事件に巻き込まれた時、又は事件を起こした時どうしようかというのは、ずっと悩んでいた。児童福祉法にも、生活保護法にも、売防法にも乗ることができず、『現状』で責任を当ホームがおう覚悟をもって、入居せざるをえなかった。(女)

D 考察

自立援助ホームの運営基盤は、補助金の低さを反映して脆弱である。この点はこれまでも指摘されてきた。これに加えて、ケアに対する公的責任のあり方を検討することが、本調査の課題であった。この点は前述の本研究の2005年度報告書のまとめで、ケアの公的責任の検討を課題としていることを受けている。以下に再掲してみよう。

ところで、本調査で対象とした自立援助ホームの利用者には、当該自立援助ホームを別にしても、制度的に規定され法的な責任を持つ多くの公的機関・施設が関わっている。また8割の子どもが児童相談所と関係しており、4割強は児童相談所から入所の打診を受けている。それぞれの機関・施設は当該の子どもを前にして、それぞれの責任を果たそうと努力してきたはずである。自立援助ホームも、支えのない子どもを支えようと、努力を続けている。こうした認識を前提にしてだが、それぞれの子どものケアに対する一貫した責任はどこが担っているのか、あるいは担うべきなのかという点が、本調査においては不明である。これは分析の不十分さというよりは、むしろ調査結果の集計とまとめの段階で、特に関係する機関の多様さと児童相談所の関わりの多さを確認する過程で浮かびあがってきた課題である。今後の検討課題として、明記しておきたい。

ただ付言をしておけば、特にホームへの入所年齢が18歳未満の場合、利用者の多くは児童福祉法上の要保護児童であると考えられる。従って現行の法制度を前提とすれば、児童相談所での措置と処遇計画を前提に、それぞれの子どもの必要に応じた生活の場と支援のあり方が、公的な責任において提供されることになる。そのひとつの選択肢が、自立援助ホームであるというのが、あるべき

位置だろう。子どもの生活している場所がどこであれ、児童福祉法上は18歳までは要保護児童の処遇について公的責任が伴う。

しかしながら、仮に入所の打診がなんら法的責任を伴わない「任意の紹介」というもので、ホームでの生活も任意のものであるとすれば、「家族で生活できない事情にある」当該児童のケアに対して本来取られるべき公的責任は、どこが担っているのだろうか。それぞれの機関、施設の善意と責任を果たそうとする努力にも関わらず、一貫してみた場合責任の所在が不明で、支援に名乗りを上げた自立援助ホームが道義的に責任を負う、しかも財政的な裏づけを持たずに、という事例が仮にあるとすれば、それはやはり制度設計に問題があると考えざるを得ない。矛盾のしわ寄せは、自立援助ホームと子どもに行くことになる。この点の実態の把握と検討は、今後の課題としたい。(2005年度報告書)

この課題を念頭において、本調査の結果を考えてみたい。

第1に、利用者の2割が「任意の契約」であり、利用に当たっての制度的根拠を持たない。利用開始時点で18歳未満のものでも、1割が「任意の契約」である。もちろん児童福祉法上の「援助措置」であれば問題がない、ということではない。財政的な運営基盤の脆弱性は基本的な問題として残る。また関係機関との役割分担と連携についても多くの課題があることは、自由記述からも伺える。しかしこれらに加えてこの「2割」は、公的な責任の所在が不明のまま、自立援助ホームの善意に依拠している可能性がある。この放置は容認されるべきだろうか。

第2に、約半数の事例で、ホーム以外に

本来役割と責任を負うべき公的機関があると考えられている。これらの7割は自治体に属する機関である。またこれらには「援助措置」のものも含まれる。「援助措置」で公的責任が果たされているのではなくて、現実のケアと問題の対処の過程における役割と責任が問われているのだと考えられる。

E 結論

自立援助ホームは、その成り立ちから「法と制度の谷間」に落ちた子どもたちを支えてきた。従ってある意味ではこうした「谷間」の問題が浮かび上がってくるのは、自然であるかも知れない。また自立援助ホームの実践者の思いも、この「谷間」をどうにかしたいということにあるだろう。

しかし一方で、自立援助ホームの先駆的な実践が関心を集め、影響力を持ってきたのは、「谷間」の子どもたちを支えて来たからだけではない。その実践自体が、今日の社会的養護の体系に欠けているものを提起し続けてきたからである。であれば「谷間」をそのままにして自立援助ホームの役割に期待するのではなく、「谷間」を作らないための法制度的な整備が求められる。

自由記述（問2）

以下に問2の自由記述をあげる。ここにあげるものは、回答されたものの全てではない。「家族調整」「相談」など、その機関の本来業務のみを簡単に記しているものは省略した。また内容がほぼ同一のものも、いくつか省略した。なお個人情報が特定されるような固有名詞や地名などは割愛している。

問2 この方のホーム入所中の支援に関して、貴ホーム以外に役割と責任を持ち、それを（共同して）行っている公的機関はありますか。児童相談所、福祉事務所など、具体的な機関名をお答え下さい。またそれはどのような内容でしょうか。

児童相談所

- ・ 措置委託（お金が発生してない措置）として受けたが、入退所の文書の取りかわし以外関わりはなかった。（男）
- ・ 本来は本人との面接指導を望んでいたがほとんど来察せず、電話での様子伺いで終わった。寮にまかせっきりであった。（男）
- ・ 本人との面接指導。本人の仕事が長時間であったため、担当者とあまり会う機会はなかった。（女）
- ・ 本人との面接指導。担当福祉司とは、本人との面談前後で話し合いを行い、共通指導をお願いした。（男）
- ・ 本人との面接指導。担当者がよく来察し話しをしていた。（男）
- ・ 本人との面接指導。担当者を嫌いあまり会うこともなかった。電話報告が多かった。（男）
- ・ 児相というより出身養護施設の職員の方が、本人の生活傾向等相談にのって対応された。家出の際も直接関わって連れ戻すことができた。（女）
- ・ 措置委託（お金が発生してない措置）として受けたが、入退所の文書の取りかわし以外関わりはなかった。（男）
- ・ 他県からの入所であり虐待が主な理由であるため、家族との関係においては児相が中心になり動いた。（男）
- ・ 障害をもつ彼女は、20才まで措置延長をした。その後障害者福祉を受ける。（女）
- ・ 本人の希望から、自分の気持ちを整理するために、心理士に話をきいてもらいに2度ほど行った。又、必要があれば本人から連絡していつでも行けるということに。（男）
- ・ 退所などについて児童福祉司、児童養護施設職員と話し合いをした。（男）
- ・ 本人が担当福祉司と会いたがらず、面会もほとんどな電話連絡がほとんどであった。また年度がまたぎ担当者が代わったこともマイナスであったように思う。（男）
- ・ 児童相談所の措置解除をしてホームに入所したが、本人は児相の心理相談にのみ通っていた。彼女をよく知る心理の先生とは、ホームと共に精神的ケアにあたっていた。本人はリスクが多かった。

(女)

福祉事務所

- ・ 地域にある知的障害のグループホームを探してもらう。(男)
- ・ 福祉事務所から入所相談であり、実母の精神的虐待があったため、家庭内の訪問等、ワーカーさんが調整してくれていた。

(女)

- ・ 再入所を願ってきた彼女は妊娠しており、妊婦と赤ちゃんの支援が必要であった。(女・福祉事務所 保健センター 病院)

その他相談機関

- ・ 18歳、高卒後の父親からの虐待であり、また身の危険もあったため婦人相談所で保護。しばらくは婦相の責任で本人の身の安全を確保すべき。(女・婦人相談所)
- ・ 県外からの入所だったので、主に電話で手続き上(住所、転校)の相談、本人がここでの生活に慣れるまでの相談。(女・婦人相談所)
- ・ トライアル雇用の利用、その後のジョブコーチによる指導あり。(女・障害者職業センター)

家庭裁判所・保護観察所

- ・ 調査官を通じて親探しをしてほしい(男・家庭裁判所)
- ・ 行方不明だった母を探しだし母子関係の調整を行った。結果として一緒に住むことができるようになった。(男・家庭裁判所)
- ・ 寮から提出した報告書をもとに本人と

の面接指導。担当者ともうまく関係が保たれていたため本人から連絡もとっていた。(女・保護観察所)

- ・ 本人と面接。今後についても本人も含め三者ではなしあってきた。委託終了後は地域の保護司も話をきいてくれていた。(男・家裁・保護観察所)
- ・ 保護観察所は、補導委託されていたので、日々の様子を記録し、報告していた。求職活動に直接、はたらきかけてもらってはいないが、しばらく委託費を受け、生活場所の定着に配慮してもらった。問題行動の際の面接指導もあり(男・保護観察所)

出身施設

- ・ アフターケアの一環として、定期的に会いにきて外でごはんを一緒に食べてくれた。(男・児童養護施設)
- ・ 高校停学中に無断外泊を行い、数ヶ月友人(一人暮らし)のアパートで生活を行っている間に措置解除(本当は停止と思われる)。後、毎年年末年始泊まりに行っている週末里親宅に年末に泊まりに行き、年始後児童養護施設に帰ったが措置解除のため一時保護所に入所。一時保護所入所中に高校退学届を児童養護施設主導で提出する。乳児から生活してきた施設に帰り高校(他校)に再入学し、卒業まで頑張るつもりだったと本人は言っている。(男・児童養護施設)
- ・ 生活全般について本人職員とも相談・報告・情報交換していた。(女・児童養護施設)
- ・ 園長は「帰ってくるな」等言うので職員が一生懸命カバーしてくれた。(児童養

護施設)

- ・ 本人が不安定なときに電話で本人の話をきいてくれ、よりどころのひとつであった。(男・児童養護施設)
- ・ 出身施設での生活の様子を、引きつぎしてもらった。又、ケース記録も見られる関係。(情短施設)

その他

- ・ 入所に至る経緯やはたらきかけも後見人の動きがあったから。又、入所後も定期的に会いにくる。本人の財産管理。(男・未成年後見人)
- ・ 多重債務についての手続き、破綻申請をおこなった。(弁護士)
- ・ 病院の精神科ソーシャルワーカーが入所時から退所まで適切に対応してくれました。(女・病院ソーシャルワーカー)
- ・ 本人が薬物による障害があったため通院していた (女・精神科)

自由記述（問3）

以下に問3の自由記述をあげる。ここにあげるものは、回答されたものの全てではない。「家族調整」「相談」など、その機関の本来業務のみを簡単に記しているものは省略した。また内容がほぼ同一のものも、いくつか省略した。なお個人情報が特定されるような固有名詞や地名などは割愛している。

問3 この方の入所中の支援に関して、貴ホーム以外に、本来役割と責任を持つべき公的機関はどこだと思われますか。またその役割や責任に関して、考えられる内容やお感じになっていることを、具体的にご教示下さい。

児童相談所

- ・ 養護施設であろうと、自立支援施設であろうと、自立援助ホームであろうと、又、学校に通っていようと、働きに出ていようと、愛護すべき児童であることにかわりはない。養護施設における、措置費相当の運営面でのお金はいただきたい。（男）
- ・ 姉弟のつながりがとても強いなかで本人の心のよりどころであった。姉たちとの連絡調整を積極的にしてほしかった。（男）
- ・ 施設を転々。年齢的にも継続して児相が本人家族とかかわるべき。（途中でとぎれてしまう。（男）
- ・ 児童自立支援施設からの入所だが、児相は全くかかわりを持っていない様子であった。彼女の兄弟もいたが、祖母は養育能力に欠けていると感じられた。（後に、彼女は警察に補導（売春）される）
- ・ 両親からの虐待で家出→措置との連絡であったが、入所してからぶ厚い児童票がとどき、ADHDであることが判る。入所してからは、福祉司は協力的ではなく、ホームでの支援が限界であることを訴えても同じであった。すべてをきちんと報告し、ホームがダメであった時の次の行き場所の確保も必要であると思う。（女）
- ・ 自宅から保護し（母子世帯・実母統合失調症・生活保護受給）、ホームに措置するが、本人は自分の18才の誕生日に担当児童福祉司に措置をきってくれるよう、自分でTELする。児童福祉司とは全く信頼関係はなく、役所的手続きのみをすすめていたことを強く感じた。ホームに預けると、児相はほとんど連絡してこない。（女）
- ・ 一時保護委託のため 種々の問題行動が起きた場合、ホームでの力で解決が困難な局面が発生した折の対応手段として有効である（男）
- ・ 18歳になると対象ではなくなるけれど、そうなる何か事件でも起こして他機関の役割にしてしまうことになる。法の間を感じる。
- ・ 直接的な関わりがなくても本人の動向に応じて現場の状況を客観的に捉えて、方針をその都度相談できる場所であつ

- てほしいと思った。非行傾向があると警察関係に相談しがちになってしまうが長い目でとらえる為の共通認識が必要だったのではないかと思う。(女)
- ・ 入所後、まったく連絡がない！遠いのでしかたないかも知れないが、それでは子どもがかわいそうであると考え。時々こちらから連絡をしている。(男)
 - ・ 未成年で、退所しようとしてもアパートを借りるにも借りられず、保証人となる人が居ない場合、どうすればいいか。公的な機関で、具体的に利用出来る制度を作ってやらねばいけないと思います。特に親に力のない子供の場合……「頑張ったらこういう助けがありますよ」といえるものがほしい。(男)
 - ・ 退所するとき親との交渉等一緒になって考えてくれたのは、もといた自立支援施設の職員でした。児相がもっと動いてくれたら助かると思うケースでした。
 - ・ 一時保護所で手のつけられない状態から何のアセスメントもないまま、公権力での入所となった。心理や福祉司もお手上げ状態で事実上本人の対応はホームのスタッフのみとなった。
 - ・ 幼児わいせつ等の問題を抱えての入所であった。本来であれば入所を断っていたが無理に入れられた。そうであれば定期的な心理判定や面接等をしてほしかった。そうした考えが児相になかったのが残念。
 - ・ 18歳を過ぎてもまだまだ援助なしでは生活していくのが厳しい。大学卒業年齢の22歳までは福祉法の中で守られるべきだと思う。(男)
 - ・ 入所後にもできるだけ本児と連絡をとって、近況を聞いたり会ったりしてほしいと思う。(女)
 - ・ もともと児相とつながっていたところが、家裁が関わった経緯から児相とのつながりはきれた形となってしまった。委託後もかかわりをつづけ生活をしていたので、継続してかかわるべき。特に母子関係の調整の面で。又、家裁からのケースだと児相の情報提供(児童票など)が少なく、施設も問いあわせても答えてくれなかった。その点において児相が積極的に施設側にもはたらきかけてほしかった。法的な問題。違いによるところの矛盾。(男)
 - ・ 本人が突然来所、相談→児相につなげて入所となったが、そのため児相は特に関係の悪かった母に入所中はたらきかけ等何もせずあずけっぱなし状態で、18歳になると同時に在籍を切ることばかり考えていた。入所時とはちがい内面的なところ、社会性の乏しさも含めて、もう少し長い目でかかわりみてほしかった。(本人が入所中、とびだしたり、もどったりということもあったため)(男)
 - ・ 児童福祉法第27条による措置である以上、継続的なかかわりが必要だと考えます。本児童に関しては、利用決定通知書は届きましたが、本ホームでの具体的な支援方針が含まれておりません。(例：短、中、長期的な支援方針等)本来ならば、それらが示された上で、いっしょに生活する我々の意見とも合わせ、より本児にとって必要だと思われる支援策と考える必要があると思います。(男)
 - ・ 施設による体罰があるため継続したケアが必要(男)

- ・ まず、本人との関係（話のできる）をもって、家庭との関係調整、本人の意向にそった自立支援を、ホーム職員ともっと密にとれたら良かったと思う。（男）
- ・ 16才であったため、児相の役割はあり、責任もあると考えられるが、ホームに預けたら連絡ひとつ来ない。ホームからも外泊をつづけ、仕事もしない彼女について相談しても、無視されているように感じられた。預けっぱなしではなく、責任があると思われるので連携してもらいたい。（女）
- ・ 県外よりの措置という事で最後まで関わりを持たなかった。本ホームの当初よりの姿勢にも問題はあったと思われるが、県同士、あるいは県と市等の連携はないどころか、セクショナリズムによる対立に近い構図まであり、そのしわ寄せが結局現場に来るのだと思う。（男）
- ・ 18才を越えているという理由で、一時保護その他の措置をしなかった（考えようとしなかった）（男）
- ・ 妊婦としての生活保護。婦人保護施設の空きまち。本人働けず…
- ・ 本人は知的障害を持つ。本来、福祉事務所がやるべき事を、障害者福祉事業団や心身障害者福祉センターが役割を果たしていた。（引越しや家族との連絡）。福祉事務所では、実際にうごく現金のみを扱っている感があり、本人ともホーム入所時に初対面だと言う。本人との関係のうすさにおどろく。ホーム入所してからも、実際うごいてくれるのは、就労支援担当のジョブコーチだけで、本人もジョブコーチを非常に信頼していた。結局は、ホームと共に、生活支援までしていたのはジョブコーチ。（女）
- ・ 生活保護受給家庭で本人ひとりを残して家族が失踪（本人が就職したため生活保護費が受給できなくなることが主な原因と思われる。）ひとり残された本人のケアを行うべきと思われる。（男）
- ・ 施設を出てホームに来てからよく病気をする子どもでした。国保料はわずかで何とか本人やホームで支払うことができましたが、無職で医療費が払えず、私達が立て替えた分が随分あったと思います。施設を出て、生活が安定する間医療費の補助について考えてゆかねばならないケースでした。
- ・ 母が生保、精神障害であり不安定な状況、又、姉も生活が不安定（子どもがいる）であり、本人も含めたなかでどう支援していくのかを考えうごいて欲しかったところ。（男）
- ・ 祖母が認知症と思われる状態で一人暮らし、本人含め3人の兄姉たちの遺族年金の管理は祖母。未成年後見人をたて

福祉事務所

- ・ 母が精神障害をかかえている。本人が家をとびだしたあと、ずるずるその住まいに同居する形となってしまった。入所時には母の担当 CW が来所したので母も含めて本人のケース検討をするべきであったと思う。又、本人がずるずるとなってしまったなかで福祉事務所として同居がどうなのか、あいまいな態度での対応であったことが残念。（男）
- ・ 退所先であった祖母宅は生保家庭。日常的な生活力に乏しい感があったため、家庭全てを援助してもらいたい。